2 Calendar
2月のトピックカレンダー

1日	火	弁護士による法律相談 P4
2日	水	行政相談 P4
3日	木	
4日	金	
5日	土	
6日	日	
7日	月	歯科健康相談 P4 特定健康診査 P4
8日	火	弁護士による法律相談 P4 結核検診 P4 移動図書館 まちかど号巡回日 P3
9日	水	花と緑の相談 P4
10日	木	精神科医による相談 P4
11日	金	
12日	土	移動図書館 まちかど号巡回日 P3
13日	日	
14日	月	
15日	火	弁護士による法律相談 P4
16日	水	
17日	木	
18日	金	
19日	土	
20日	日	
21日	月	
22日	火	弁護士による法律相談 P4
23日	水	天皇誕生日
24日	木	精神科医による相談 P4
25日	金	
26日	土	
27日	日	日曜開庁 乳がん検診 P4 骨粗しょう症検診 P4
28日	月	

お知らせ

マイナンバーカードがあれば コンビニで住民票等が取れます！

コンビニで住民票や印鑑登録証明書、税の証明書などが取れます（マルチコピー機のある店舗に限ります）。6時30分から23時まで土日祝もご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

コンビニでは手数料が300円→200円になって100円お得です！

問合せ 窓口サービス課（住民情報）
☎ 6576-9963 FAX 6576-9991

後期高齢者医療高額医療・高額介護合算制度における令和2年度分の申請勧奨通知の発送について

大阪府後期高齢者医療広域連合より、3月上旬に申請勧奨通知がお手元に届くよう発送しますので、書類が届いた方は、必要事項をご記入のうえ、同封の封筒にて返送してください。世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間（令和2年8月1日から令和3年7月31日まで）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超える被保険者の方は支給申請をすることによりその超えた金額が支給されます。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課
☎ 4790-2031
※問合せ可能日、可能時間　平日 9時～17時30分

ご存知ですか？「障がい者控除対象者認定書」

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65才以上で、ねたきり高齢者または認知症高齢者の方は、その程度が交付基準に準ずる場合、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

障がいのある方の交通乗車証及びタクシー給付券の更新手続きについて

令和4年度分の交通乗車証またはタクシー給付券の交付には、更新申請書の提出が必要です。令和4年1月21日頃にお送りした申請書に、氏名と電話番号を記入して、令和4年2月8日までに同封の返信用封筒にて各区保健福祉センターまで郵送してください。期限までに提出されなかった場合、令和4年4月1日までに交通乗車証またはタクシー給付券を交付できない場合がありますので、ご注意ください。

問合せ 保健福祉課（福祉）
☎ 6576-9857 FAX 6572-9514

固定資産税グループからのお知らせ

固定資産税・都市計画税（第4期分）の納期限は、2月28日（月）です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問合せ
●固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
弁天町市税事務所　固定資産税グループ
☎ 4395-2957（土地） 2958（家屋）
FAX 4395-2905
※問合せ可能日、可能時間
平日 9時～17時30分（金曜9時～19時）
●固定資産税（償却資産）
船場法人市税事務所
固定資産税（償却資産）グループ
☎ 4705-2941 FAX 4751-2905
※問合せ可能日、可能時間 平日 9時～17時30分

介護サービス利用にかかる費用の医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、医療費控除の対象となる場合があります。対象となる利用者負担は、次のとおりです。いずれも「領収証」が必要となります。

【施設サービスの利用者負担額】
❶介護療養型医療施設
❷介護老人保健施設
❸介護老人福祉施設
❹介護医療院
の利用料・居住費・食費の利用者負担額
※❸は1/2相当額

【居宅サービスの利用者負担額】
❶医療系サービスの利用者負担額
（訪問看護・通所リハビリテーションなど）
❷福祉系サービスの利用者負担額
（生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など）
※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象

【介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき】
本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の1/10が対象。

【おむつ代】
おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」を、お住まいの区の区役所の介護保険の窓口で交付できる場合があります。

問合せ 保健福祉課（介護保険）
☎ 6576-9859 FAX 6572-9514

個人市・府民税の申告受付が始まります

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市税事務所・区役所への来所を控えていただき、郵送または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。なお、申告書は、大阪市ホームページで源泉徴収票などをもとに作成いただけます。

申告のお知らせ▲

【申告方法・受付期間】
❶市税事務所あて郵送による申告：受付中（3月15日まで）
❷大阪市行政オンラインシステムによる申告：受付中（3月15日まで）
・令和3年中に収入がある方（給与所得・雑所得（公的年金等・業務・その他）の申告のみ）
・令和3年中に収入がない方
❸窓口での申告（土日祝除く）
ご注意：受付期間の最初・最後の1週間や午前9時台は混雑が予想されます。

●弁天町市税事務所窓口
受付期間 2月4日（金）から3月15日（火）
月曜～木曜 9時～17時30分（金曜 9時～19時）
お願い：弁天町市税事務所窓口では、大阪市行政オンラインシステムによる窓口来所予約を行っていますので、窓口での待機時間短縮、混雑緩和のためにぜひご利用ください。

窓口来所予約▲

●臨時申告会場
港区役所では臨時申告受付会場を設置していませんので、弁天町市税事務所へお越しください。

感染症拡大防止にご協力ください
詳しくは弁天町市税事務所ホームページをご確認ください。

ホームページ▲

ご注意
所得税の確定申告等については港税務署にお問合せください。 ☎ 6572-3901

問合せ 弁天町市税事務所 個人市民税担当
☎ 4395-2953
※問合せ可能日、可能時間
平日 9時～17時30分（金曜 9時～19時）